

第23回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の開催報告

平成20年12月4日(木)に「第23回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」が開催されました。当日は守山市が占用許可を受けている野洲川小浜河川公園、野洲川改修記念公園、野洲川川田河川公園の現地調査を行った後、前回(第22回)委員会審議事項の承認がなされ、河川敷利用の基本理念・基本方針及び河川敷地占用許可申請・審査の手引きに係る最終案と第3期河川保全利用委員会の委員構成等についての審議が行われました。また、上記3公園に関して平成19年1月18日付けで河川保全利用委員会から河川管理者に提出された意見書に基づく報告と審査対象案件の概要説明が守山市及び河川管理者から行われました。なお、議事6)以降は、委員の途中退席により委員会成立定数を充足しなくなったことから、懇談会として進行が行われました。

開催日時：平成20年12月4日(木) 9:00～12:20

場 所：野洲市中央公民館 第1集会室

参加者数：委員8名 河川管理者5名 申請者4名 傍聴者12名



▲ 第23回河川保全利用委員会

議事次第

1. 開会

2. 議事

- 1) 現地調査
- 2) 第22回委員会活動の整理事項
- 3) 河川敷利用の基本理念・基本方針について
- 4) 河川敷地占用許可申請・審査の手引きについて
- 5) 第3期河川保全利用委員会の委員構成等について
- 6) 平成19年1月18日付け意見書に基づく報告
- 7) 河川管理者による審査対象案件概要説明

3. その他

4. 一般傍聴者からの意見聴取

5. 閉会

配布資料

- ・ 議事次第
- ・ 審査対象案件現地調査資料
- ・ 第22回河川保全利用委員会 議事骨子整理表
- ・ 第22回河川保全利用委員会 審議事項の整理表
- ・ 河川敷利用の基本理念・基本方針について
- ・ 河川敷地占用許可申請・審査の手引き抜粋資料
- ・ 第3期河川保全利用委員会の委員構成等について
- ・ 占用許可申請説明書抜粋資料
- ・ 審査対象案件概要説明資料
- ・ 今後のスケジュールについて

第23回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所) 審議の概要

1. 現地調査

今年度末で占用許可期限が満了する野洲川小浜河川公園、野洲川改修記念公園、野洲川川田河川公園(いずれも守山市)について現地調査を実施し、守山市及び河川管理者から現地説明がなされました。



2. 河川敷利用の基本理念・基本方針について

前回委員会にて確認された最終案のとりまとめ手法に基づいて、事務局から各委員へ意見照会を実施し、出された意見を反映させた最終案について審議が行われ、委員からは以下の主な意見が出されました。

【基本理念】

- ・1行目から2行目にかけて「そのような」という文言が2回出てくるので、後者を「こうした」に修正すればわかりやすくなる。
- ・1行目から2行目にかけて「そのような環境を享受しつつ」とあるが、文章的にわかりにくいので、「そのような環境に育まれた」としてはどうか。

【基本方針】

- ・(5)「自然環境の復元」を「供用前の自然環境への復元」とすればどうか。
- これらの意見を反映させた内容で、河川敷利用の基本理念・基本方針が確定されました。

3. 河川敷地占用許可申請・審査の手引きについて

河川敷利用の基本理念・基本方針と同様の手法にて作成された最終案について審議が行われ、委員からは以下の主な意見が出されました。

- ・表紙は琵琶湖河川事務所（河川保全利用委員会）とするべきである。
- ・3ページの一番下の④で「委員会は、委員会を開催して」とあるが、「委員会」という言葉は組織と会合に対して使用されるため、これらの用法が重なると文章がわかりにくくなるので修正した方がよい。
- ・3ページのフロー図の「2. 意見照会の付託」で矢印が2本あるが、左の矢印は不要ではないか。また「3. 現地見学」とあるが、議事次第では「現地調査」となっているので、文言を統一すべきである。
- ・5ページのフロー図の「ニュースレター」を「委員会ニュース」に修正すべきである。

今回の審議をもって、河川保全利用委員会としての最終意見を河川管理者へ提出したとされました。

4. 第3期河川保全利用委員会の委員構成等について

今年度末で委員任期が満了するため、来年度以降の委員構成と委員候補の推薦方法について審議が行われました。審議結果としては、委員構成については現状と同様とし、委員候補の推薦については、委員長・副委員長が各委員の意見を伺いながら進めていく、また、委員会とは別に開催する会合に出席できる委員には出席してもらい、仮に出席委員がいなくても委員長・副委員長にて作業を行うこととなりました。

5. 平成19年1月18日付け意見書に基づく報告、河川管理者による審査対象案件概要説明

守山市から意見書に付された意見等に関する検討結果の報告がなされ、河川管理者からは補足説明がなされました。また、河川管理者から審査対象案件の概要説明がなされました。

今後の委員会開催予定

- 第24回委員会 日時：平成21年1月22日(木) 18:00～21:00
場所：野洲市中央公民館 第1集会室

■ 主な審議内容

- ・守山市3公園(野洲川小浜河川公園、野洲川改修記念公園、野洲川川田河川公園)の審議
- ※審議内容については、進行の都合上、変更となる場合があります。

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所) 委員会ニュース

第25号 2009年1月発行

【編集・発行】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

【連絡先】国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課

〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-5-1

TEL: 077-546-0844(代表) FAX: 077-546-6840

ホームページ ● <http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozen/>

E-mail ● info@biwakokasen.go.jp